

令和6年9月1日

No.172

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会



ねりま西 青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

残暑の候、一般社団法人練馬西青色申告会の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に對しまして、格別のご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、誠実な納税者団体として、青色申告制度の普及や記帳水準の向上、納税道義の高揚に

努められるほか、青色コーナーへの従事、小学生を対象とした「税の書道展」を継続して実施していただくなど、多岐にわたり幅広くご協力をいただき、ありがとうございます。重ねて感謝申し上げます。

さて、国税当局におきましては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組みしております。本年1月から電子取引に関するデータ保存の完全義務化が開始した電子帳簿等保存制度への対応など、練馬

西青色申告会の皆様方との連携・協力は欠かせないものと考えております。

皆様方には、全ての手続をe-Taxで行うことやキャッシュレス納付等の税務手続の更なるデジタル化を進めつつ前向きにご利用いただけますよう、会員の方に向けて周知・広報、普及推進をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人練馬西青色申告会の益々のご発展と会員の皆様のご健康並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

練馬西税務署長

近藤 高史

◆税務署 人事異動

職名	御氏名	転出先
署長	石橋 史祥	ご 退 官
副 署 長	山本 有香	局 調 二 ・ 調 5 (統 括 官)
総 務 課 長	金井 陽人	局 調 一 ・ 調 審 (補 佐)
個人課税第1部門統括官	山田 奈巳恵	日 野 (課 長)
個人課税第2部門統括官	瀬戸 修一	荏 原 (個 人 2 統 括)
個人課税第1部門総括上席	渡部 幸賢	北 沢 (記 帳 推 進 官)

職名	御氏名	前任地
署 長	近藤 高史	安 芸 (署 長)
副 署 長	北林 元寛	局 総 務 部 ・ 総 務 課 (課 長 補 佐)
総 務 課 長	藤田 晋	札幌局 ・ 調 査 部 ・ 査 察 管 理 (査 察 審 理 官)
個人課税第1部門統括官	三木 一枝	東 京 上 野 (個 人 統 括)
個人課税第2部門統括官	馬上 貞子	新 宿 (個 人 3 統 括)
個人課税第3部門統括官	荒井 栄一	留 任
個人課税第1部門総括上席	寒川 泰弘	麹 町 (個 人 4 部 門 [資 料 情 報 担 当 上 席])
個人課税第1部門指導上席	高田 浩明	留 任

新規入会キャンペーン

お知り合いで個人事業主の方がいらしたらご紹介ください。

- ◎事業経営・フリーランス・不動産貸付等の方で、記帳の仕方がわからない方
- ◎消費税のインボイス制度の登録申請の仕方がわからない方

紹介特典

- ①入会者には入会金無料
- ②紹介者には記念品5,000円 **進呈**

詳しくは
事務局までどうぞ。

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円
 ※返済期間：運転資金 7年以内
 設備資金 10年以内

2025年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.45% (2024年9月1日現在)
- ※担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40% (3ヶ年度)
- ※利用できる方：従業員20名以下 (宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

《窓口専門相談》

本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】 毎月第2金曜日
 午後1時～4時 (30分単位)
 相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】 1月～3月 毎週火曜日
 4月～12月 毎月第2火曜日
 午後1時～4時 (30分単位)
 相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部
 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F
 TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589

年末調整の個別相談会は 令和7年1月10日までに お願いいたします。※要予約※

◇ 期 間 ◇

令和6年12月2日～令和7年1月10日
 (土曜・日曜祝日を除く)
 尚、令和6年12月28日～令和7年1月5日までは
 休業となります。

◇ 必要な書類 ◇

- ・源泉徴収簿(1月～6月分を記入したもの)
 - ・月次減税額の計算表
 - ・税務署から送られた納付書(11月頃送付予定)
 - ・事業主の方のマイナンバーカードをご持参ください【控除証明書】
 - ・国民年金保険料
 - ・生命保険料 ・ 地震保険料
 - 【1月～12月までの支払金額】
 - ・健康(後期高齢)保険料 ・ 介護保険料
- ※決算書作成予約日と同時のお手続きは、1時間枠を超えますのでご遠慮ください

入ってよかった! 中退共の退職金制度

事業主の声

従業員との信頼関係も厚く、人材の定着につながっています

退職後の保証があるので安心して働けます

従業員の声

パートの私も加入してもらい、新たにやる気が出てきました

掛金が全額非課税なので、節税にもつながりました

半世紀で100万社以上が利用

安心と信頼の退職金制度です!

- 国が掛金の一部を助成
- 外部積立型だから管理が簡単
- 掛金は全額非課税
- パートさん用の掛金もご用意

詳しくはホームページをご覧ください <http://chutaikyoto.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 ちゅうたいきょう
中小企業退職金共済事業本部 略称：中退共
 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

国税庁からのお知らせ

令和6年5月送付分「納付書」の送付対象者を見直しています。

社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から踏まえ、「納付書」の送付対象者を見直し、次の方につきましては「納付書」を送付しておりません。

- ① e-Taxにより申告書を提出している法人の方や、e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- ② ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付又はコンビニ納付（QRコード※）といった「納付書」を使用しない手段を利用された方

※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。
 納付につきましては、キャッシュレス納付を是非ご利用いただきますようお願いいたします。

キャッシュレス納付についてはこちら



確定申告書の提出には、是非、e-Taxをご利用ください。

令和5年4月以降、国税庁ホームページに掲載しているとおり、令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）からは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から踏まえ、「申告書等用紙」を送付しておりません（法人税予定申告書及び消費税中間申告書については、従来のとおり送付しております。）。

「申告書等用紙」につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、送付の対応は致しかねますので、確定申告書の提出に際しては、インターネットを利用して申告を行うことができるe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

（注） 令和7年1月から、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、書面提出の申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしています。

申告書等の受付日時や申告内容については、e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にe-Taxのメッセージボックスに格納される「受信通知」から確認することができますので、添付書類も含め是非e-Taxをご利用ください。

e-Taxについてはこちら



書面の「申告書等用紙」が必要な方は、こちらから出力してご利用ください。



書面の申告書等の控えへの収受日付印の押なつについてはこちら



災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等ができない場合は、税務署へ申請していただくことにより、申告期限等が個別に延長される制度があります。

- 地震等の自然災害、火災等の人為的な災害、申告等をする方の重傷病など、災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等を期限までに行うことが困難な事情がある方（法人）については、税務署へ申請していただくことにより、申告期限等が個別に延長される制度があります。
- 国税に関する期限の個別延長制度につきまして、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



ホームページはこちら



法人番号 7000012050002

事務局からのお知らせ

決算申告書作成申込書の発送について

令和6年分決算申告書作成申込書の往復はがきは、郵便料金値上を受け、9月末頃の早期発送予定です。

発送前に、お一人ずつ住所等の確認をしておりますが、万が一10月中旬に到着しない場合は、お電話・FAX または直接ご来局にてお早めにご予約をお願い致します。予約は先着順となります。

発送する予定の往復はがきを下段に掲載致しましたので、紛失された方も合わせてご参考の上お申し込みください。

事務局 03-5387-6211

ご相談の締切日

- ・譲渡等は12月20日（金）
- ・記帳等は12月27日（金）です。

- ・試算表の作成
- ・減価償却費の計算
- ・会計ソフト入力内容の確認
- ・医療費の記入の仕方
- ・申告書作成時の必要書類の確認
- ・事業用自動車の購入売却（要明細書）
- ・土地・建物売却（要売買契約書等）

1月に入りますと決算・申告書作成のご予約期間となりますので、上記期間にお越し頂けますと助かります。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

↓往復はがきイメージ

郵便往復はがき

大泉局
料金別納
郵便

往 信

令和6年分決算申告書作成申込書

氏名		職業	
住所	〒		
	<small>(日中連絡が取れる) TEL</small> — — <small>[自宅・店・携帯]</small>		

★予約期間：令和7年1月17日(金)～3月15日(土)まで(申込締切12/27)

【1月18日(土)・1月25日(土)・日曜・祝日はお休みさせていただきます】

	希望日・曜日	ご希望がありましたらご記入ください
第1希望	月 日 ()	
第2希望	月 日 ()	
第3希望	月 日 ()	
曜日希望	() 曜日ならいつでも可	
期間希望	月 日 ~ 月 日ならいつでも可	
いつでも可	いつでも可	

《下記にご記入の上、12/27(金)までに郵送・FAXをお願いします》

①前年の決算指導時間 () 分

②会計ソフトで記帳 (BRA・弥生・その他 ())

③消費税の申告 (有・無) インボイスの登録 (有・無)

④令和6年中に土地・建物の売却があり譲渡の書類作成 (済・未)

※当会での譲渡のご相談締切は、12/20(金)です(予約制)
 お受けできない場合もございますので、その際は税務署にてご予約の上ご相談ください。

備 考

小規模企業者の生活と経営を守る
 一般社団法人
練馬西青色申告会

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3
 電話 (5387) 6211 (代表) FAX (5387) 6222

様